

2025年1月30日

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄 様

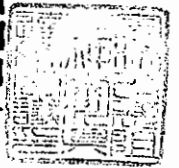
憲法改悪阻止神奈川県連絡会議

代表委員 森 卓爾

幹事長 高橋 宏

(連絡先)

事務局長 浅川 壽一



要 請 書

私たち、憲法改悪阻止神奈川県連絡会議(略称・神奈川県憲法会議)は、神奈川県内で活動している労働組合、女性団体、平和団体、法曹団体、政党等の団体や憲法に関心のある個人で構成している団体で、日本国憲法擁護と憲法改悪反対の立場で諸活動をおこなっております。

【日の丸および君が代の取扱について】

神奈川県教育委員会は、県内の学校にて開催される卒業式および入学式において、①「日の丸」の掲揚および「君が代」の斉唱を行わぬこと、②「日の丸」や「君が代」に対して起立や斉唱を拒む教職員に対して調査や処分を行わないこと、③式典に参加する児童・生徒・保護者・来賓等に対し起立や斉唱を促すことのないよう、強く要請します。

- 1) 「日の丸」および「君が代」は、1999年に成立した「国旗・国歌法」によって「国旗」および「国歌」とされました。しかし、「国旗・国歌法」の国会審議において、政府は「各人の内心に立ち入って強制しない」「国民に強制することはない」と再三にわたって言明し、「国旗・国歌法」は尊重義務規定のない法律として成立したものでした。
- 2) そもそも、憲法第19条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定し、信教の自由、表現の自由、学問の自由といった精神的自由の根本となる包括的・原則的な保障条項です。

そして、良心の自由は、思想を告白させたり推知したりすること、交友関係・読書傾向などの調査が禁止されること(沈黙の自由)をその内容としているところ、「日の丸」掲揚の際に起立し「君が代」の斉唱を行うという一定の行為を命じられた場合、その行為に異を唱えるものは、それら行為を行わないという不作為の態度を取らざるをえません。その結果一定の思想を

推知させることとなり、不作為の態度を取った者の沈黙の自由を侵害します。

- 3) 教職員の処分については、2011年5月30日最高裁判決（東京都教職員再雇用拒否事件）において、卒業式における国歌斉唱の職務命令は憲法19条に違反するということとはできないとしつつも、起立斉唱行為は国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であり、その歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求められる点を認め、教員への制約は必要性合理性を超えてはならないものとししました。

2012年1月16日最高裁判決（処分取消訴訟）においても、不起立行為等は「個人の歴史観ないし世界観等に起因するもの」であり、「積極的な妨害等の作為ではなく、物理的に式次第の遂行を妨げるものではない」として慎重な考慮を求め、一部教員への処分は裁量権の逸脱として違法としました。さらに、2021年12月9日の大阪高裁判決でも、大阪府の裁量権逸脱を認めるなど、教職員の処分を違法としております。

このような観点からしますと、教職員に起立斉唱を求めること違法となりえますので、県教委におかれましては、慎重な配慮を願います。

- 4) 児童生徒との関係では、そもそも教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないのであり、多様な価値観を尊重する人格の形成が必要不可欠です。

「日の丸」は、多くの被害を被ったアジア太平洋地域の各国市民からすると征服・連行・破壊・殺戮の象徴であり、また、戦時を知る日本国民にとっては多くの同朋を死地に追いやった象徴でしかありません。

「君が代」は、「君が代は千代に八千代に」として、戦後に制定された日本国憲法では象徴の地位にとどめられた天皇であるにもかかわらず、その治世を永久なものと讃えようとする歌詞と解釈できます。このように、その象徴としての評価と歌詞に議論の余地がある「日の丸」および「君が代」を国旗および国歌として位置づけ、児童や生徒に起立斉唱を促すことは、児童生徒の人格形成に深刻な影を落とします。

- 5) さらに、式典には、保護者や来賓等、法令上何ら学校の指導や命令に応じる義務のない人々も参加します。こうした人々に対し、起立や斉唱を促すことは彼らの思想良心の自由に対する制約となり、なんら法令上の根拠なき公権力の発動となります。
- 6) 以上の点から、県内の学校にて開催される卒業式および入学式において、①「日の丸」の掲揚および「君が代」の斉唱を行わぬこと、②「日の丸」や「君が代」に対して起立や斉唱を拒む教職員に対して調査や処分を行わないこと、③式典に参加する児童・生徒・保護者・来賓等に対し、起立や斉唱を促すことのないよう、強く要請します。

以上



要 望 書

2025 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会 殿

こんな学習指導要領はイラナイ親と教師の会
連絡先

佐々木 由美子

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素、市の教育行政にご尽力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

私たちは、学習指導要領の改訂を機に教科書についての調査を多年にわたり継続しているグループです。子どもたちが生きる喜びを実感できる学校のありようを願って活動してまいりました。

子どもの数が減少しつつある今、まさに手厚い教育が求められているのに、教員不足が問題になっています。こんなやさしい子どもに育てたい、こんな思いやりのあるクラスを作りたい等の夢を持つ教師が学習指導要領に縛られ多忙さの中でその夢を無くしていく姿から教員という職業の魅力がなくなっていることが感じられます。給与増や免許制度の改変で解決することとは思われません。

また、授業で使う教科書も戦前の皇国史観丸出しの教科書とりわけ「令和書籍」の歴史教科書が驚くほど多くの修正意見をもらいながらも検定をパスしてしまったことに、私たちは恐怖さえ覚えました。教科書は主観的ではなく客観的なものであってほしいのです。特に社会科は誤った歴史の見方をせず、科学的・多面的・総合的に学び判断してほしいのです。偏った教科書がどこかで使われるかと思うと不安が募るばかりです。

一方、世界に目を向ければ、ウクライナ、ガザなど終わりの見えない戦争が続き、そこでは弱い立場の女性や子供たちが犠牲になっています。このような情勢の中、昨年日本原水爆被害者団体の運動にノーベル平和賞が贈られ、核兵器禁止条約(2017 採択)の批准・署名は96ヶ国となり今後は更に多くの国や人々が核廃絶を求めることでしょう、被爆国日本も積極的態で臨むべきという声も高まっています。

日本は先の大戦後、二度と過ちを繰り返さないとの思いを掲げたはずで、戦争を起こさないように、戦争に巻き込まれないように、平和憲法に基づいて毅然とした態度で世界に発信したいものです。そして戦後の教育は戦前の縛られた教育からの脱却から始まっていることを改めて思い出してほしいのです。

貴職におかれましては以上の趣旨をご理解いただき、下記の要望にお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1, 卒業式・入学式において、児童・生徒・親・地域住民・教職員に、「日の丸」「君が代」の掲揚・斉唱を強制しないこと。
- 2, 元号使用を強制・強要しないこと。各種提出物・卒業証書等
- 3, 君が代斉唱時における教職員の不起立の調査・報告をしないこと。
- 4, 教育委員会は現憲法の要請する「思想信条および良心の自由」を保障すること。以上

*なお、回答は2025年2月22日までに文書にてお願いします。



要 望 書

2025 年 / 月 27 日

神奈川県教育委員会 殿

こんな学習指導要領はイラナイ親と教師の会
連絡先

仁平 久美子

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素、市の教育行政にご尽力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

私たちは、学習指導要領の改訂を機に教科書についての調査を多年にわたり継続しているグループです。子どもたちが生きる喜びを実感できる学校のありようを願って活動してまいりました。

子どもの数が減少しつつある今、まさに手厚い教育が求められているのに、教員不足が問題になっています。こんなやさしい子どもに育てたい、こんな思いやりのあるクラスを作りたい等の夢を持つ教師が学習指導要領に縛られ多忙さの中でその夢を無くしていく姿から教員という職業の魅力がなくなっていることが感じられます。給与増や免許制度の改変で解決することとは思われません。

また、授業で使う教科書も戦前の皇国史観丸出しの教科書とりわけ「令和書籍」の歴史教科書が驚くほど多くの修正意見をもらいながらも検定をパスしてしまったことに、私たちは恐怖さえ覚えました。教科書は主観的ではなく客観的なものであってほしいのです。特に社会科は誤った歴史の見方をせず、科学的・多面的・総合的に学び判断してほしいのです。偏った教科書がどこかで使われるかと思うと不安が募るばかりです。

一方、世界に目を向ければ、ウクライナ、ガザなど終わりの見えない戦争が続き、そこでは弱い立場の女性や子供たちが犠牲になっています。このような情勢の中、昨年日本原水爆被害者団体の運動にノーベル平和賞が贈られ、核兵器禁止条約(2017 採択)の批准・署名は 96 ヶ国となり今後は更に多くの国や人々が核廃絶を求めることでしょう、被爆国日本も積極的態で臨むべきという声も高まっています。

日本は先の大戦後、二度と過ちを繰り返さないとの思いを掲げたはずですが、戦争を起こさないように、戦争に巻き込まれないように、平和憲法に基づいて毅然とした態度で世界に発信したいものです。そして戦後の教育は戦前の縛られた教育からの脱却から始まっていることを改めて思い出してほしいのです。

貴職におかれましては以上の趣旨をご理解いただき、下記の要望にお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1, 卒業式・入学式において、児童・生徒・親・地域住民・教職員に、「日の丸」「君が代」の掲揚・斉唱を強制しないこと。
- 2, 元号使用を強制・強要しないこと。各種提出物・卒業証書等
- 3, 君が代斉唱時における教職員の不起立の調査・報告をしないこと。
- 4, 教育委員会は現憲法の要請する「思想信条および良心の自由」を保障すること。 以上

*なお、回答は 2025 年 2 月 22 日までに文書にてお願いします。

